令和５年度高知県臓器移植対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき高知県臓器移植対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）に基づく腎臓をはじめとする臓器（角膜を除く。以下「臓器」という。）移植のための諸条件の整備及びこれに対する支援を行うとともに、臓器移植に関する知識の普及及び啓発を行うことにより、県民の医療の向上に寄与し、もって福祉の増進に寄与することを目的として、高知県腎バンク協会（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる補助事業に対し、予算の範囲内で補助する。

(１)　臓器移植に関する知識の普及啓発に関する事業

(２)　臓器提供についての意思表示カードの普及に関する事業

(３)　臓器移植にかかわる医療機関、搬送機関その他関係機関の連携体制の樹立に対する支援に関する事業

(４)　移植コーディネーターの活動に対する支援に関する事業

(５)　前各号に掲げるもののほか、高知県腎バンク協会規約第４条に規定する目的を達成するために必要な事業

（補助率及び補助対象経費）

第３条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、別表第１の第１欄に掲げる基準額と同表の第２欄に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（補助金の交付の申請）

第４条　規則第３条第１項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第１号様式によるものとし、補助事業者は知事に提出しなければならない。

　（補助金の交付の決定の通知）

第５条　知事は、前条の補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第６条　知事は、補助事業者（又は間接補助事業者）が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金等の返還）

第７条　知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

（補助の条件）

第８条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(１)　補助事業者は、事業の内容の変更若しくは事業に要する経費間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更を除く。）をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第２号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

(２)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(３)　補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出については証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後５年間保管しておかなければならないこと。

(４)　補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(５)　補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(６)　前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(７)　補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(８)　補助事業者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとすること。

(９)　補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（10） 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（11） 県税の滞納がないこと。

（12） 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めて指示した事項

（概算払の請求）

第９条　補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第３号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第10条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第４号様式によるものとし、補助事業者は補助事業の完了した日から30日を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日までに関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、第８条第７号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助金に関する消費税仕入控除税額等が確定した場合は、別記第５号様式による報告書により、速やかに知事に報告しなければならないこと。この場合において、知事に報告があったときは、当該消費税仕入控除税額等の全部又は一部を県に納付させることがある。

　（情報の開示）

第11条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（附　則）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、同年３月22日から施行する。

２　この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条、第８条第３号から第６号まで、第10条第２項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

３　第４条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　基準額 | ２　補助対象経費 | ３　補助率 |
| 9,914,000円 | 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、その他需用費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料、その他役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金 | 定　　額 |

別表第２（第５条、第６条、第８条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第１号様式（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

高知県知事 様

申請者　住　　所

氏　　名

生年月日

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第３条及び令和５年度高知県臓器移植対策事業費補助金交付要綱第４条の規定により、令和５年度高知県臓器移植対策事業費補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額

２　補助事業の目的及び内容

３　添付書類

（１）補助事業の実施計画書（別紙１）

（２）収支予算書（任意様式）

　（３）県税事務所で発行する全税目の滞納がない旨を証する納税証明書

（発行後３ヵ月以内のもの）

第２号様式（第８条関係）

令和　　年　　月　　日

高知県知事 様

申請者　住　所

氏　名

事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　　　第　　号で補助金の交付の決定通知がありました事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和５年度高知県臓器移植対策事業費補助金交付要綱第８条第１号の規定により承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　事業変更（中止、廃止）理由及びその内容

追加交付

一部取消し

２　補助金　　　　　　　額　　　　　金　　　　　　　　　　　円

内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　費 | 補助金所要額 | 既交付決定額 | 差引き今回申請額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

３　添付書類（変更内容を明らかにするもの）

第３号様式（第９条関係）

概算払請求書

金　　　　　　　　　　　　　　円

上記令和５年度高知県臓器移植対策事業費補助金（高知県指令　　　　第　　号）を概算交付されるよう令和５年度高知県臓器移植対策事業費補助金交付要綱第９条の規定により請求します。

記

補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

既交付額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

今回請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　　　　　　　　　　　　様

申請者　住　所

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　振込口座

第４号様式（第10条関係）

令和　　年　　月　　日

高知県知事 様

申請者　住　所

氏　名

令和５年度高知県臓器移植対策事業費補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　　　第　　　号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました事業を実施しましたので、令和５年度高知県臓器移植対策事業費補助金交付要綱第10条第１項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

１　収支決算書

２　事業実績報告書

３　添付書類

（１）事業実績報告書（別紙２）

（２）（１）に掲げるもののほか、参考となる資料

第５号様式（第10条関係）

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　　　　　様

申請者　住　所

氏　名

令和５年度高知県臓器移植対策事業費補助金に係る消費税及び

地方消費税仕入控除税額報告書

令和　　年　　月　　日付け高知県指令　　第　　　号で補助金の（変更）交付の決定がありました令和５年度高知県臓器移植対策事業費補助金について、令和５年度高知県臓器移植対策事業費補助金交付要綱第10条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　確定額又は事業実績報告額

金　　　　　　　　　　　　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額等（要補助金返還相当額）

金　　　　　　　　　　　　　円

（注）　参考となる書類（金額の積算の内訳等）を添えてください。